

## — 補助事業の流れ —

### 01 商工会・商工会議所へ相談

まずは商工会・商工会議所に相談。  
要件確認や経営状況のヒアリングを行います。

※申請の2週間前までに  
相談を開始してください。

### 02 事業計画の策定（伴走支援）

商工会・商工会議所の支援を受けながら、「補助事業計画書」を策定します。

### 03 「確認書」の発行

「補助事業計画書」の策定完了後、商工会・商工会議所から申請に必要な「確認書」が発行されます。（発行に約1週間）

### 04 提出先へメールで申請

必要書類をすべてPDF化し、指定のアドレスへ提出。

### 05 交付決定・事業実施

「交付決定通知書」受領後に、契約・発注・支払いを行ってください。

### 06 実績報告

事業完了後30日以内に「実績報告書」を提出。審査を経て補助金額が確定します。

### 07 補助金受領

「補助金交付請求書」を提出。確認を経て補助金が入金されます。

#### 【重要説明事項】 申請前に必ずご確認ください

- ・ **交付決定前の着手禁止**：交付決定通知が届く前の契約・発注・支払いは補助対象になりません。
- ・ **実績報告の厳守**：定められた期日までに報告がない場合、補助金は受け取れません。
- ・ **財産の処分制限**：導入設備を期間内に売却・廃棄・県外移設等する場合は、県の事前承認が必要です。
- ・ **5年間の書類保存**：検査等に対応できるよう、関係書類は事業完了後5年間保存してください。

申請書類等は県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00221813.html>

